

議案第52号

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定する。

路線名	起点
	終点
東淀川区 第2025-01号線	東淀川区相川1丁目3番の22地先 同 区同 2番の7地先
城東区 第2025-01号線	城東区森之宮2丁目2番の35地 同 区同 2番の32地
鶴見区 第2025-01号線	鶴見区放出東3丁目1528番地 同 区同 1528番地
東住吉区 第2025-01号線	東住吉区矢田7丁目331番の3地先 同 区同 277番の1地
平野区 第2025-01号線	平野区瓜破西1丁目189番の8地 同 区同 202番の5地

令和7年2月7日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

東淀川区第2025-01号線ほか4路線を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

道路法 (抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3-5 省 略

参 考 図

凡 例



今回認定する路線

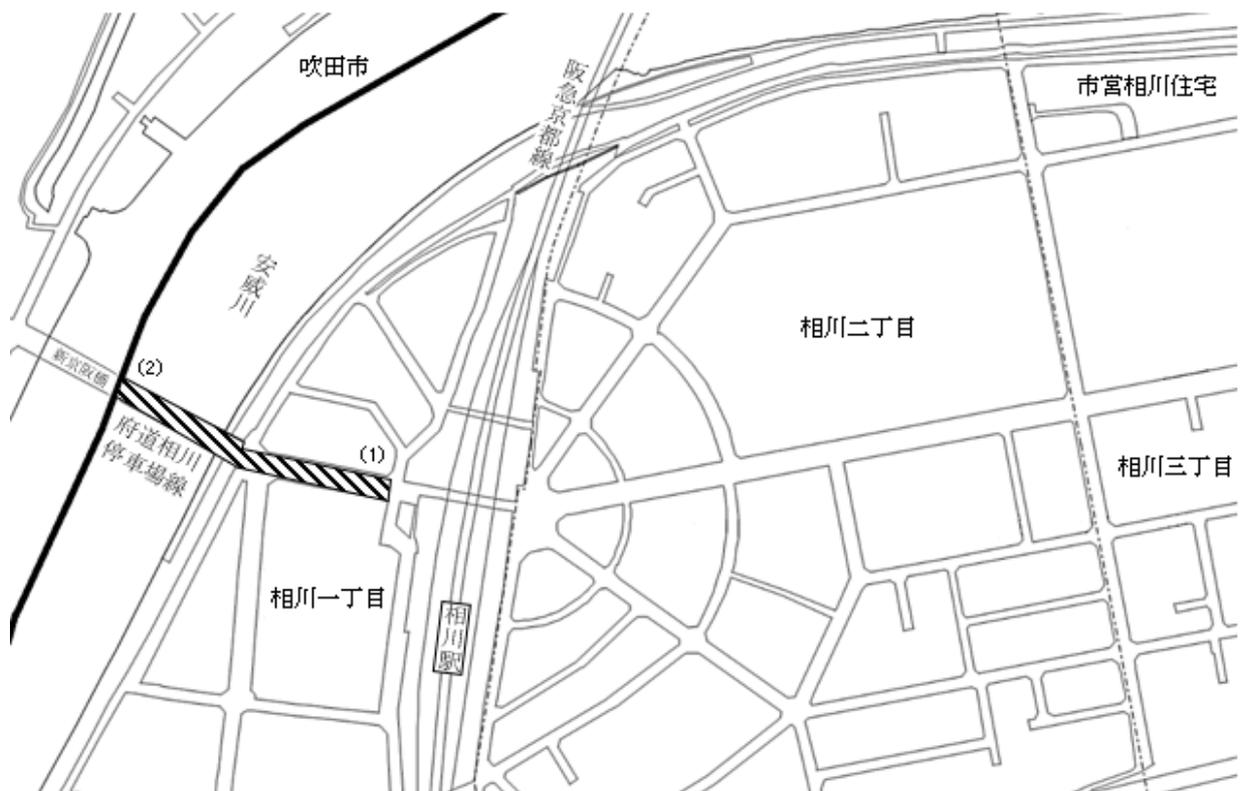


市 区 界



町 丁 界

1 東 淀 川 区

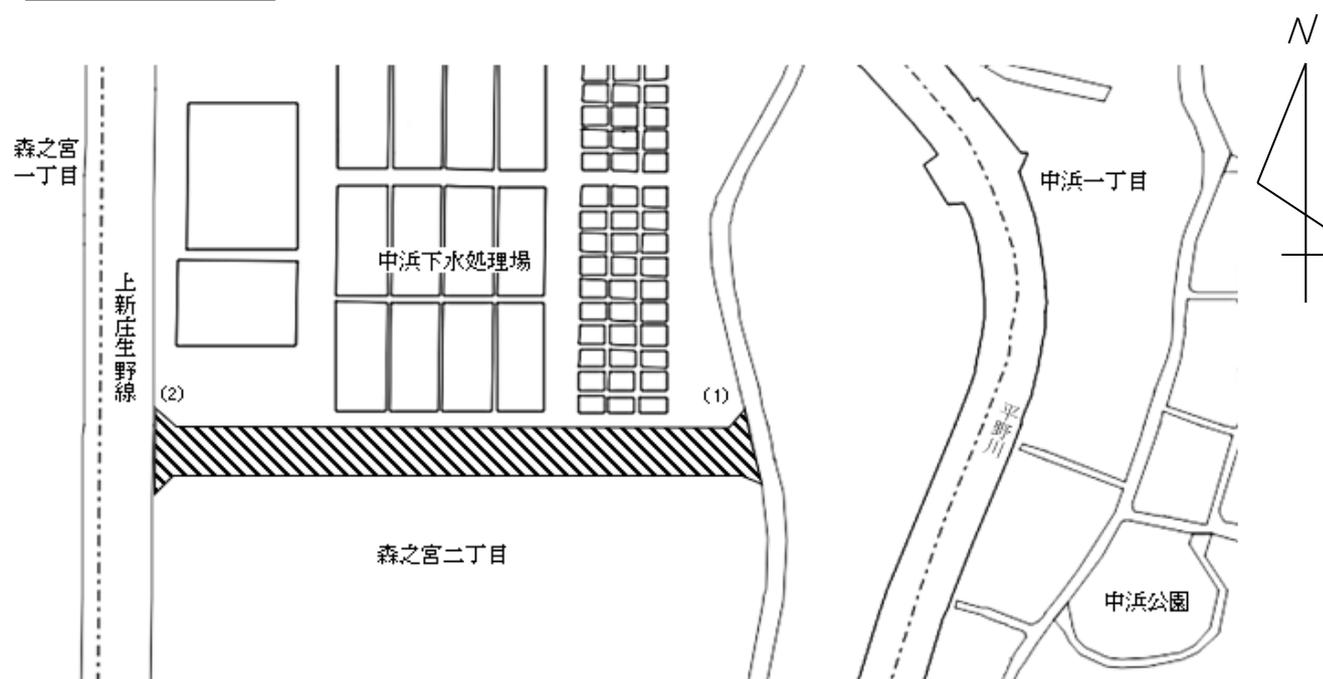


説 明

東淀川区第2025-01号線

(1) (2)間

2 城 東 区

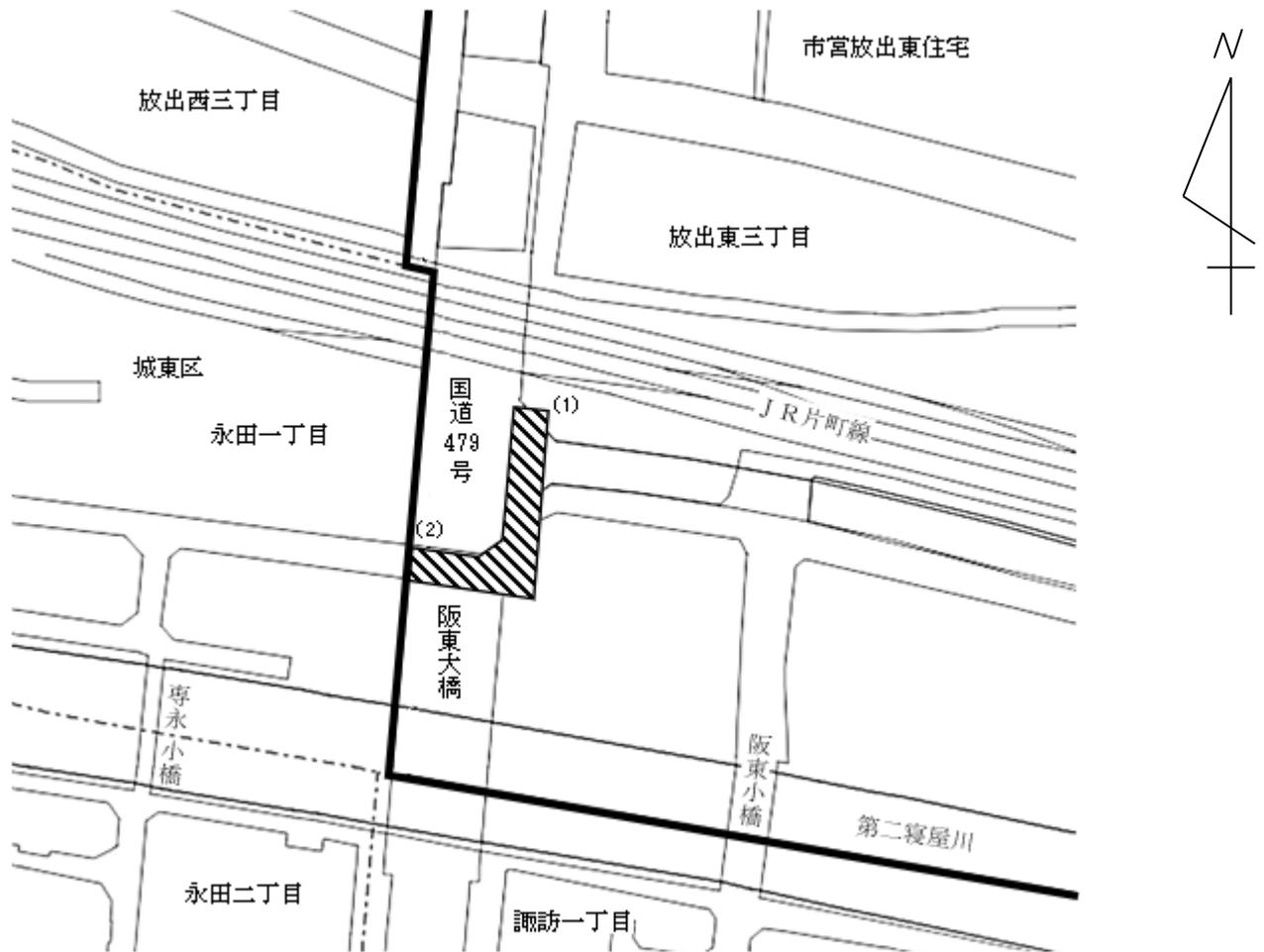


説 明

城東区第2025-01号線

(1) (2)間

3 鶴見区



説 明

鶴見区第2025-01号線

(1) (2)間

4 東住吉区

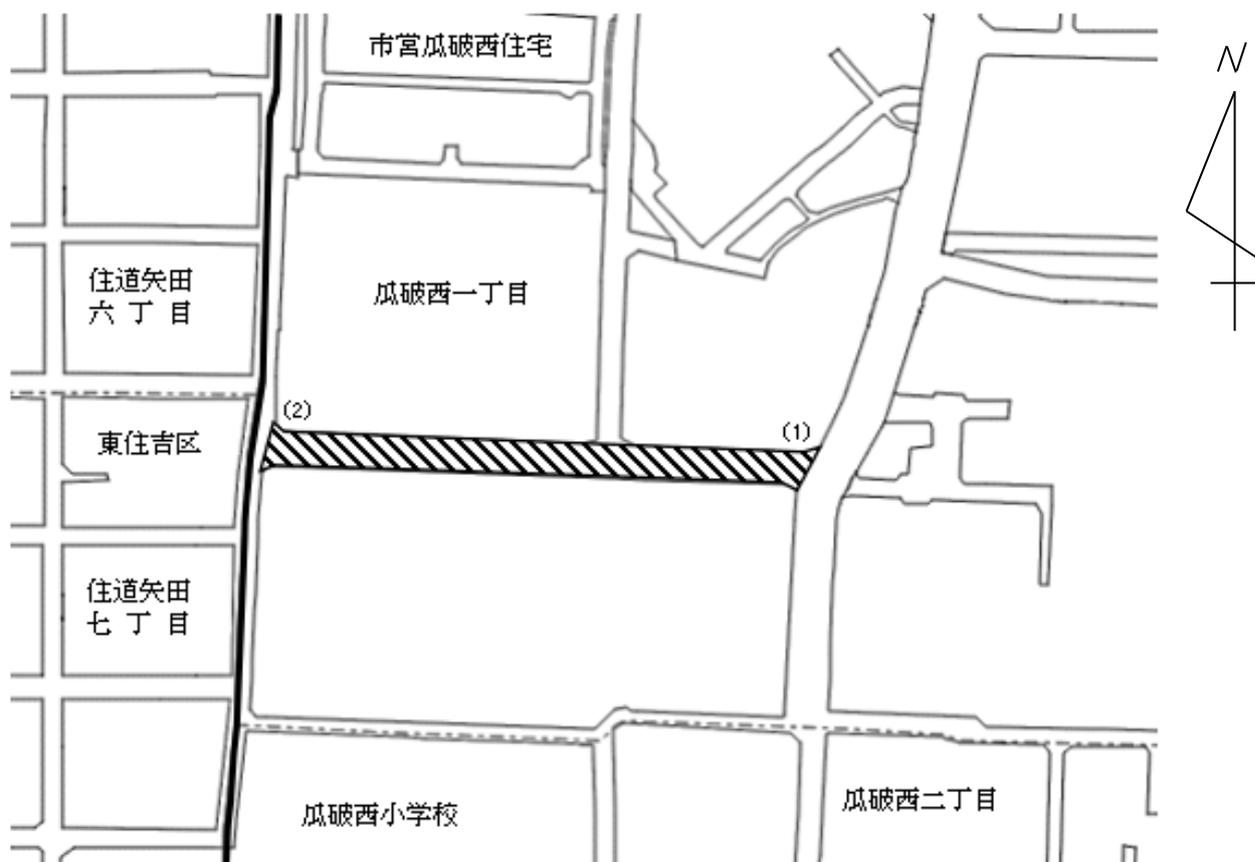


説 明

東住吉区第2025-01号線

(1) (2)間

5 平野区



説 明

平野区第2025-01号線

(1) (2)間